

令和 5 年第 3 回 さくら市 議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	P 4
2	さくら市印鑑条例の一部改正について	P 4
3	さくら市監査委員に関する条例及びさくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	P 5
4	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	P 5
5	令和5年度さくら市一般会計補正予算（第6号）	P 6
6	令和5年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	P 7
7	令和5年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第1号）	P 8
8	令和4年度さくら市一般会計決算の認定について	P 9
9	令和4年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	P 10
10	令和4年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	P 10
11	令和4年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	P 11
12	令和4年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	P 11
13	令和4年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	P 11
14	令和4年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	P 12
15	穂積辺地に係る総合整備計画の策定について	P 13
16	下河戸北辺地、下河戸南辺地及び南和田辺地に係る総合整備計画の変更について	P 13
17	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	P 14
18	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	P 14

番号	項 目 名	ページ
19	令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	P 14
20	議案説明資料 参照法令等	P 16
21	さくら市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 20
22	さくら市監査委員に関する条例及びさくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 21
23	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 23

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 4 件、予算 3 件、決算 7 件及びその他の議案等 5 件であります。

議案第 1 号は、さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法等の一部改正に伴い、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の市長等の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 2 号は、さくら市印鑑条例の一部改正についてであります。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の改正に伴い、コンビニエンスストア等における印鑑証明書の交付申請手続について、個人番号カードによる方法に加え、

個人番号カードの機能の搭載された移動端末設備による方法を可能とするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市監査委員に関する条例及びさくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、引用条項の項ずれを改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 6 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3 億 1,138 万円を追加し、予算の総額を 215 億 6,770 万 9 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 8,493 万 5 千円、19 款繰入金で、桜が咲き誇り花と緑で彩る小都市（まち）づくり基金繰入金 1,320 万円、22 款市債で、氏家中学校体育館等空調設置事業費 6,100 万円、穂積体育館改修事業費 710 万円を追加し計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、市役所庁舎維持管理事業費 700 万円、3 款民生費で、児童館等管理運営事業費 182 万 5 千円、子ども子育て支援推進事業費 584 万 3 千円、あおぞら保育園民営化推進事業費 1,600 万円、4 款衛生費で、医療機関物価高騰対策支援金交付事業費 2,830 万円、5 款農林水産業費で、土地改良区等電力料金高騰対策支援事業費 55 万 5 千円、6 款商工費で、地元応援キャッシュレスポイント還元事業費 4,400 万円、運送事業者等原油価格高騰対策事業費 900 万円、7 款土木費で、桜の郷づくり事業費 1,444 万 2 千円、9 款教育費で、学

校教育課庶務事務費 1,147 万 5 千円、中学校施設補修整備事業費 5,100 万円、穂積体育館管理事業費 716 万 4 千円を追加し計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、消防団運営事業において年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、さくら市例規集データベースシステム等管理業務を追加するものであります。

第 4 表地方債の補正は、氏家中学校体育館等空調設置事業債、穂積体育館改修事業債を追加するものであります。

議案第 6 号は、令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 12 万 5 千円を追加し、予算の総額を 40 億 2,310 万 3 千円とするものであります。

歳入では、4 款国庫支出金で、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金 12 万 5 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、7 款基金積立金で、国民健康保険財政調整基金積立金 12 万 5 千円を追加し計上いたしました。

議案第 7 号は、令和 5 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 9,042 万 7 千円を追加し、予算の総額を 38 億 7,884 万 5 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で、事務費繰入金 91 万 6 千円、低所得者保険料軽減事業繰入金（過年度分）105 万 7 千円、9 款繰越金で、前年度繰越金 1 億 8,845 万 4 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、介護保険事務費 91 万 6 千円、5 款基金積立金で、基金積立金 105 万 7 千円、6 款諸支出金で、介護給付費等返還金 1 億 8,845 万 4 千円を追加し計上いたしました。

次に、令和 4 年度さくら市一般会計、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算等について、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 8 号は、令和 4 年度さくら市一般会計決算の認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入 226 億 3,771 万 8,103 円、歳出 206 億 1,971 万 7,967 円、歳入歳出差引額 20 億 1,800 万 136 円となりました。

歳入の主なものは、1 款市税 70 億 5,791 万 4,218 円、7 款地方消費税交付金 11 億 930 万 9,000 円、11 款地方交付税 32 億 5,943 万 6 千円、15 款国庫支出金 37 億 2,411 万 6,109 円、16 款県支出金 13 億 3,862 万 697 円、20 款繰越金 16 億 8,875 万 3,164 円などであります。

歳出の主なものは、2 款総務費で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業 1 億 6,641 万 341 円、3 款民生費で、施設型給付・地域型給付等事業 11 億 7,508 万 5,687 円、4 款衛生費で、清掃費各種負担金 4 億 662 万 4,700 円、5 款農林水産業費で、総合交流ターミナル施設維持管理事業 2 億 7,427 万 1,733 円、6 款商工費で、中小企業振興資金融資事業 15 億 2,928 万 4,106 円、7 款土木費で、道路維持補修事業 1 億 9,748 万 3,000 円、8 款消防費で、塩谷広域行政組合消防費負担金 6 億 4,521 万 6 千円、9 款教育費で、小学校施設長寿命化改良事業 4 億 6,725

万 8,632 円、幼稚園事業 2 億 253 万 9,977 円などであります。

議案第 9 号は、令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地
地区画整理事業特別会計決算の認定についてであります。

氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計の
決算額は、歳入 2 億 7,737 万 7,515 円、歳出 2 億 6,814 万 6,466
円、歳入歳出差引額 923 万 1,049 円となりました。

議案第 10 号は、令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計決
算の認定についてであります。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入 40 億 7,368 万 7,476
円、歳出 38 億 8,506 万 6,706 円、歳入歳出差引額 1 億 8,862
万 770 円となりました。

議案第 11 号は、令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入 4 億 9,241 万 8,006 円、歳出 4 億 8,500 万 30 円、歳入歳出差引額 741 万 7,976 円となりました。

議案第 12 号は、令和 4 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

介護保険特別会計の決算額は、歳入 36 億 5,708 万 9,644 円、歳出 34 億 258 万 8,722 円、歳入歳出差引額 2 億 5,450 万 922 円となりました。

以上が、令和 4 年度さくら市一般会計及び各特別会計決算の概要であります。

議案第 13 号は、令和 4 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和 4 年度の水道事業会計剰余金の処分については、地方公

営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、令和 4 年度の水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 14 号は、令和 4 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和 4 年度の下水道事業会計剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、令和 4 年度の下水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 15 号は、穂積^{へんち}辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

本案は、市道・農道・橋梁整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 16 号は、下河戸北辺地、下河戸南辺地及び南和田辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、市道・農道・橋梁整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号は、一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している一般財団法人さくら市観光施設管理協会の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 2 号は、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している株式会社道の駅きつれがわの経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 3 号は、令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告

するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3) 決算を認定すること。

(4)～(15) 略

2 略

（予算の執行に関する長の調査権等）

第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前 2 項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

（決算）

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

(財政状況の公表等)

第 243 条の 3 略

2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 略

◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5～9 略

(剰余金の処分等)

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3・4 略

◎ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）（抄）

(総合整備計画の策定等)

第 3 条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 整備しようとする公共的施設

- (2) 整備の方法
 - (3) 整備に要する経費とその財源内訳
- 3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 整備を必要とする辺地の事情
 - (2) その他総務省令で定める事項
- 4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。
- 5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。
- 6～7 略
- 8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（抄）

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 3 地方公共団体の長は、第1項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長にあっては総務大臣に、指定都市を除く市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。

4～7 略

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

- 2 略
- 3 第3条第2項から第7項までの規定は、資金不足比率について準用する。

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第 152 条 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) 略

(2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

(3) 略

2～5 略

（法人の経営状況等を説明する書類）

第 173 条の 2 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

2 略

改 正 案	現 行
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 13 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>次の各号のいずれかに掲げるもの</u></p> <hr/> <p>_____を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機器と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要事項等を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）</u></p> <p>(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。）</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 13 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード</u>を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機器と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要事項等を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p>

さくら市監査委員に関する条例及びさくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市監査委員に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 26 号) (第 1 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(請求及び要求による監査)</p> <p>第 2 条 法第 75 条第 1 項及び法第 242 条第 1 項の規定による監査の請求又は法第 98 条第 2 項、法第 199 条第 6 項及び第 7 項、法第 235 条の 2 第 2 項並びに <u>法第 243 条の 2 の 8 第 3 項</u>の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、当該監査の請求又は監査の要求があった日から 10 日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求及び要求による監査)</p> <p>第 2 条 法第 75 条第 1 項及び法第 242 条第 1 項の規定による監査の請求又は法第 98 条第 2 項、法第 199 条第 6 項及び第 7 項、法第 235 条の 2 第 2 項並びに <u>法第 243 条の 2 の 2 第 3 項</u>の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、当該監査の請求又は監査の要求があった日から 10 日以内に監査に着手しなければならない。</p>

さくら市監査委員に関する条例及びさくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年さくら市条例第164号)(第2条関係)(1/1)

改 正 案				現 行			
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。				(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
上水道	上阿久津の一部、氏家、草川、大中、向河原、富野岡、氏家新田、櫻野、馬場、押上、長久保、蒲須坂、松島、箱森新田、松山新田、狭間田、松山、上野、柿木澤、柿木澤新田、鍛冶ヶ澤、北草川一丁目、北草川二丁目、卯の里一丁目、卯の里二丁目、卯の里三丁目、卯の里四丁目、卯の里五丁目、葛城の一部、喜連川の一部、鷺宿の一部、小入の一部、早乙女の一部、上河戸の一部、下河戸の一部、南和田の一部、金枝の一部、鹿子畑の一部、穂積の一部及び宇都宮市芦沼町の一部	4万5,600人	1万9,700立方メートル	上水道	上阿久津の一部、氏家、草川、大中、向河原、富野岡、氏家新田、櫻野、馬場、押上、長久保、蒲須坂、松島、箱森新田、松山新田、狭間田、松山、上野、柿木澤、柿木澤新田、鍛冶ヶ澤、北草川一丁目、北草川二丁目、卯の里一丁目、卯の里二丁目、卯の里三丁目、卯の里四丁目、卯の里五丁目、葛城の一部、喜連川の一部、鷺宿の一部、小入の一部、早乙女の一部、上河戸の一部、下河戸の一部、南和田の一部、金枝の一部、鹿子畑の一部、穂積の一部及び宇都宮市芦沼町の一部	4万5,600人	1万9,700立法メートル

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 22 号）（第 1 条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>(保育の内容)</p> <p>第 21 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第 21 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (1/12)

改 正 案	現 行
<p>第3条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込み</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込み</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (2/12)

改 正 案	現 行
<p>係る法第19条第2号又は第3号<u> </u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号又は第3号<u> </u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号<u> </u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 略 （あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各</p>	<p>係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 略 （あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (3/12)

改 正 案	現 行
<p>号_____に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれに定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校</p>	<p>1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれに定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (4/12)

改 正 案	現 行
<p>の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれに定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び第2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定める規定に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第11項の規定により公示されたものに限る。次項において同じ。） 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の</p>	<p>の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれに定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び第2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定める規定に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第11項の規定により公示されたものに限る。次項において同じ。） 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (5/12)

改 正 案	現 行
<p>教育内容に関する事項をいう。次号において同じ。）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>内閣総理大臣</u>が定める指針（以下この項において「保育所基準」という。）</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合は、<u>法第34条第1項第3号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第3条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項</p>	<p>教育内容に関する事項をいう。次号において同じ。）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>厚生労働大臣</u>が定める指針（以下この項において「保育所基準」という。）</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合は、<u>法第34条第1項第3号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第3条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (6/12)

改 正 案	現 行
<p>中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>法第19条第1号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第2号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>法第19条第1号</u>」に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>法第19条第2号</u>」に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第12条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条</u></p>	<p>中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>法第19条第1項第1号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第2号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>法第19条第1項第1号</u>」に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>法第19条第1項第2号</u>」に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第12条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条</u></p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (7/12)

改 正 案	現 行
<p>第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第3条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号 _____ に掲げる小学校就学時前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第36条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内</p>	<p>第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第3条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第5条第3項及び第6条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第5条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学時前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第36条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (8/12)

改 正 案	現 行
<p>保育事業を行う事業所にあつては、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例第38条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が事業主団体に係るものにあつては、事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）</u>に係るものにあつては、<u>共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）</u>の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第38条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>保育事業を行う事業所にあつては、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例第38条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が事業主団体に係るものにあつては、事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）</u>に係るものにあつては、<u>共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）</u>の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第38条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (9/12)

改 正 案	現 行
<p>3・4 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第50条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地</p>	<p>3・4 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第50条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (10/12)

改 正 案	現 行
<p>域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節（第39条第2項を除き、前条において準用する第7条から第13条まで（第9条及び第12条を除く。）、第16条から第18条まで及び第22条から第32条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定</u></p>	<p>域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節（第39条第2項を除き、前条において準用する第7条から第13条まで（第9条及び第12条を除く。）、第16条から第18条まで及び第22条から第32条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定</u></p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (11/12)

改 正 案	現 行
<p>める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号<u> </u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号<u> </u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号<u> </u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号<u> </u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」と</p>	<p>める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号<u> </u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号<u> </u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号<u> </u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号<u> </u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあ</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第2条関係） (12/12)

改 正 案	現 行
<p>あるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号<u>に</u>掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>るのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号<u>に</u>掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>